



平成19年 5月21日
日本原子力発電株式会社

発電設備の点検結果に係る再発防止対策新行動計画について

当社は、平成18年11月30日の原子力安全・保安院からの指示(発電設備に係る点検について)に基づき、社長のトップマネジメントのもと、常務取締役を委員長とする「発電設備に係る調査・対策委員会」を設置し、全社を挙げて、発電設備に係る点検を行い、点検結果を取りまとめた報告書を平成19年3月30日に、また、点検結果として報告した不正操作、隠ぺい及び改ざんなどの不適切な事案に関する再発防止対策を取りまとめた報告書を4月6日に、経済産業省原子力安全・保安院長宛に提出するとともに、茨城県、東海村、福井県、敦賀市及び美浜町に提出いたしました。

原子力安全・保安院による報告書の評価後、当社は、経済産業大臣より、4月20日に、「保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について」及び「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について(厳重注意及び指示)」、5月7日に、「保安規定の変更命令について」の指示を受けました。

(平成19年3月30日、4月6日、4月20日、5月7日発表済)

これらに基づき、当社は、4月6日に提出した再発防止対策の19項目の行動計画を改めた、25項目の新行動計画を策定し、本日、その報告書を経済産業大臣宛に提出しましたのでお知らせします。

あわせて、茨城県、東海村、福井県、敦賀市及び美浜町に同様の報告書を提出しました。

今後、同様の事象を再発させないために、トップマネジメントのもと、新行動計画を着実に実施し、全社員が一丸となり、安全第一を最優先にして社会的な信頼の回復に努めてまいります。

以 上

添付資料：発電設備の点検結果に係る再発防止対策新行動計画の概要

参考資料：発電設備の点検結果に係る再発防止対策新行動計画

添付資料

平成 19 年 5 月 21 日

日本原子力発電株式会社

発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画（概要）

1. はじめに

当社は平成 18 年 11 月 30 日付けの経済産業省原子力安全・保安院長からの指示文書「発電設備に係る点検について」に従い、東海第二発電所、敦賀発電所 1 号機及び 2 号機の発電設備について、手続き不備やデータ改ざん等の有無について点検を実施し、その結果を平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院長へ報告し、又、再発防止対策を 4 月 6 日に原子力安全・保安院長へ提出した。

原子力安全・保安院による報告書の評価後、当社は、経済産業大臣から平成 19 年 4 月 20 日付け指示文書「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）」及び平成 19 年 5 月 7 日付け指示文書「保安規定の変更命令について」を受領した。

これらに基づき、当社は 4 月 6 日に提出した再発防止対策の 19 項目の行動計画に保安規定変更命令、厳重注意文書及び指示事項並びに電力共通で取り組む項目への対応を含めるとともに、行動計画の検証方法を明確にする等、より具体的な 25 項目の新行動計画を策定した。

当社はトップマネジメントのもと、安全を最優先に信頼回復活動の起点としてこの新行動計画を着実に実践し、一層の社会的信頼の確保に努めていく。

2. 行政処分及び指示事項対応等一覧

経済産業省からの保安規定変更命令、厳重注意文書及び指示事項並びに電力共通で取り組む項目についての対応状況は以下の通りである。

		改善項目	行動計画への 反映方法	新行動計画
4/20 大臣指示 8 項目等		直近の定期検査における特別な検査の実施及び特別原子力施設監督官による特別な監督対応	行動計画追加	21
	1.	経営責任者による安全確保への関与強化	(1) 1)と同じ	20
	2.	関係法令遵守のため保安教育の徹底	行動計画充実	7
	3.	アラームタイパーの原子力保安検査官による監視	(1) 9)と同じ	20
	4.	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	行動計画追加	22
	5.	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	(1) 2)と同じ	20
	6.	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	行動計画追加	23
	7.	ニューシアへの登録の推進		2325
	8.	運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報	(1) 4)と同じ	20
4/20 保安院 評価書	(1)	保安規定の変更命令	保安規定変更で対応	
		【当社分】		
		1) 経営責任者の関与（東二、敦賀）		
		2) 原子炉主任技術者の位置付け（東二、敦賀）		
		3) 計器校正の確認（東二）		
		4) 運転上の制限からの逸脱/技術基準不適合発生時報告（敦賀）		
		5) 保修工事に係る記録（敦賀）		
		6) 巡視点検の充実（敦賀）		
		【他社分】		
		7) 想定外の制御棒引き抜け事象の扱い		
		8) 作業手順の適正作成とこれを遵守した保安活動		
		9) アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等		
	(4)	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定	—	—
	(6)	直近の定期検査における特別な検査の実施	行動計画追加	21
	(7)	特別原子力施設監督官による特別な監督対応		21
	(8)	アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等	(1) 9)と同じ	20
	(9)	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	行動計画追加	22
	(10)	法令遵守体制等の保安規定への明確化	(1) 1)と同じ	20(一部)
	(11)	保安の措置のために講ずるべき措置の追加	(1) 8)と同じ	20(一部)
	(12)	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	(1) 2)と同じ	20
	(13)	制御棒引き抜け等の報告義務化	(1) 7)と同じ	20
	(14)	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	行動計画追加	23
	(17)	ニューシアへの登録の推進		2325
	(18)	検査制度見直しの一部先行実施および充実	保安院取組後に対応	(今後対応)
	(19)	運転データ情報の監視		(今後対応)
	(20)	情報へのフリーアクセスの確保		(今後対応)
電力共通 取組項目	(1)	原子力技術協会の e-ラーニングの活用等	行動計画充実	8
	(2)	不適合事象が確実に報告されるような言い出す仕組みの構築		3
	(3)	ニューシア対象範囲拡大及び活用推進	行動計画追加	24
	(4)	BWR事業者協議会/PWR事業者連絡会による情報共有の推進		25
	(5)	原子力施設へのフリーアクセスの導入協力		22

3. 発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画の概要

		改善項目	主な実施内容	変更概要
職場風土・安全文化の改善	①	安全第一の再徹底	社長告示によって、基本理念である「安全第一」を再徹底した。今後も業務方針に「安全第一」充実を織り込み、社長との意見交換会等を通して徹底して行く。	充実 (4/6)
	②	経営層と社員との対話活動の継続、推進	経営層と社員との懇談会を今後も継続し、経営自らが先頭に立って安全第一の強い決意を浸透させ、「隠す、隠さない」の余地のない透明性確保を徹底する。	充実 (4/6)
	③	発電所幹部と発電所各室・グループとの対話活動等の推進及び発電所における言い出す仕組みの徹底	発電所幹部と所員との対話の機会を増やし、発電所各室・グループ単位の懇談会を計画的に実施する。また、発電所各種グループミーティングの場において、問題点等を積極的に受け止めて改善することで、不正・不備を自発的に言い出す仕組みを徹底する。	充実
	④	顧問会議による発電所運営のレビュー	有識者による顧問会を設置して意見を頂き、再発防止対策、発電所等の業務運営に反映していく。	継続
	⑤	人的資源・業務の適正配分に関する評価・検証	今後の保全プロジェクト充実に当たり、発電所技術系部門の現状分析等を動案して、人的資源、業務の配分を適正化していく。	継続
	⑥	労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、活用	一般労働安全についても科学的・合理的に管理する手法を通して、安全文化醸成にも役立てて行く。	継続
	⑦	技術者倫理教育の速やかな実施等	全社員に対する技術者倫理教育の実施（H18.12 月末完了）に加え、企業倫理・法令遵守、保安管理に関する教育を充実し、企業倫理・法令遵守の徹底を図る。	充実
	⑧	安全意識調査の継続的な実施と評価・改善等	外部機関によるアンケート調査を継続し、安全意識について評価・分析を行い、安全意識の向上に努めていく。また、e-ラーニングについても活用していく。	充実
	⑨	発電所内の各室・グループの相互業務レビュー	発電所における業務プロジェクトにおいて相互業務レビューを行い、それぞれの改善活動に反映していく。	継続
	10	通報連絡三原則の徹底（事例勉強会等）	社外への適切な通報連絡がタイムリに行われているなどの効果が現れてきており、これらの取り組みを継続することでさらなる浸透を図る。	継続
	11	報告・連絡・相談の徹底（社内外）	相談する雰囲気作りを重視し、対話活動や勉強会を推進する。また、協力会社とのコミュニケーションを充実し、企業倫理等の定着を指導・要請していく。	継続
品質マネジメントシステム（QMS）の改善	12	QMS教育の充実・推進(不適合管理、記録管理、保守管理、内部監査)	今回の事例に基づく教育を行うとともに、既存の品質保証教育を充実し、新たな教育コースを開設する。	継続
	13	不適合管理の徹底、不適合管理票のデータベース化	不適合管理の適切性について指導・助言を行うため、発電所幹部を中心とした検討会を開催するとともに、不適合管理の情報共有化のためにデータベース化を進める。また過去の不適切事象を取扱うルール化、運転日誌記載適正化の規定化も実施する。	充実 (4/6)
	14	設計データ、保全データの電算化推進	設計データと保全データを含む図書の電子情報化を行い、検索システム上で呼び出せるようなデータベースを構築する。なお、計器仕様表データベースを優先して検討する。	継続
	15	設計管理能力、保守管理能力の向上	現場技術系社員に対して本事象の事例教育を行うとともに、安全解析等に関する基本設計教育を行う。	継続
	16	調達管理における技術評価、設計検証の徹底	設備・機器の調達に当たって、要求機能の明確化を図ると共に、審査段階、試運転段階の設計検証を確実にやっていく。	継続
	17	定期事業者検査要領書の見直し	設置許可の安全解析入力条件と定期事業者検査要領書の検査項目の比較を行い、必要に応じ定期事業者検査項目への取り込み要否を検討する。	継続
	18	計器取替時の新仕様妥当性確認手順のルール化	計器取替時の設計仕様と新しい計器の仕様比較を確実に行うルールを定める。	継続
	19	内部監査の検証と改善	再発防止対策の実施状況について、内部監査を行うとともに「内部監査活動に対する監査」による監査方法の改善を行っていく。	継続
行政処分及び指示に係る新規項目	20	保安規定の変更及び変更に伴う社内規程等の整備	経営責任者による安全確保に対する関与の強化、原子炉主任技術者の独立性確保のために保安規定を変更し、これに伴う社内規程等の整備を行う。	新規
	21	定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官対応	定期検査時の特別な検査及び特別原子力施設監督官に対して適切に対応していく。	新規
	22	原子力施設へのプロジェクトの導入協力	電力共通で実施している原子炉施設へのプロジェクト（イコトプロジェクト）先行試行プロジェクトの結果を踏まえ、速やかに準備を行い、準備が整い次第開始する。	新規
	23	原子力発電施設の保安検査結果の公開対応	保安検査結果の公表にあわせた、発電所トラブル状況、安全確保、安全向上に対する取り組み状況等の公表を発電所毎の状況を踏まえ、適切に実施していく。	新規
	24	ニューシア対象範囲拡大及び活用推進	ニューシアへの積極的な事象の登録を電力共通で進めていくとともに、日本原子力技術協会との連携を強化し、情報共有を確実に進めていく。	新規
	25	BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会による情報共有の推進	BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会等を活用し、メカ等との積極的にニューシア情報や不適合情報の共有化を進めていく。	新規

4. 新行動計画とそのフォロー

新行動計画のフォローについては、各項目毎にアンケート分析や実績確認及び業務プロセスレビュー等により成果、進捗状況を検証し、半期毎に「発電設備に係る再発防止対策推進委員会」において再発防止対策の新行動計画全体の検証を行う。さらに、その結果について社外有識者で構成する顧問会議において、現場における確認等を含めて幅広い助言を頂き、再発防止対策の改善につなげていく。これらの検証活動は、再発防止対策が確実に機能、定着するまで当面の間行っていく。これまでの活動に加えて新たにに取り組む事項については、速やかに検討等を開始し、具体化を進め、主要事項の上半期実績の検証については 10 月～11 月に実施していく。保安規定変更命令については、7 月申請、8 月認可・施行を予定しており、保安院の取り組みに対応する項目等については、省令改正等に併せて実施していく。

発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画

平成19年5月21日

日本原子力発電株式会社

目 次

1. はじめに
2. 再発防止対策の検討及び充実
 2. 1 19項目の行動計画の充実
 2. 2 保安規定変更命令及び対策指示事項等における追加項目
 2. 3 新行動計画への追加項目
3. 新行動計画
4. 新行動計画のフォロー
5. まとめ

1. はじめに

当社は平成 18 年 11 月 30 日付けの経済産業省原子力安全・保安院長からの指示文書「発電設備に係る点検について」に従い、東海第二発電所、敦賀発電所 1 号機及び 2 号機の発電設備について、手続き不備やデータ改ざん等の有無について点検を実施し、その結果を平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院長へ報告し、又、再発防止対策を 4 月 6 日に原子力安全・保安院長へ提出した。

原子力安全・保安院による報告書の評価後、当社は、経済産業大臣から平成 19 年 4 月 20 日付け指示文書「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について（厳重注意及び指示）」及び平成 19 年 5 月 7 日付け指示文書「保安規定の変更命令について」を受領した。

これらに基づき、当社は 4 月 6 日に提出した再発防止対策の 19 項目の行動計画に保安規定変更命令、厳重注意文書及び指示事項並びに電力共通で取り組む項目への対応を含めるとともに、行動計画の検証方法を明確にする等、より具体的な 25 項目の新行動計画を策定した。

当社はトップマネジメントのもと、安全を最優先に信頼回復活動の起点としてこの新行動計画を着実に実践し、一層の社会的信頼の確保に努めていく。

2. 再発防止対策の検討及び充実

2. 1 19 項目の行動計画の充実

今回確認された不適切な 15 事案について、全体の分析及び「敦賀発電所 2 号機 格納容器漏えい率検査における均圧弁に係る不正操作」等 3 事案の個別分析を行い、以下の 8 項目の根本原因を抽出した。

- 1) 運転継続・定検工程優先が会社の利益になるという意識
- 2) 幹部管理職者の安全第一の認識不足
- 3) 説明責任の意識が希薄、説明責任の回避
- 4) 自らの知見のみによる安全性の判断
- 5) 組織的問題解決意識の不足
- 6) 幹部管理職、職場リーダーの倫理意識の不足
- 7) 相談する風土の欠如
- 8) 品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）マニュアル等の不備（不適合管理、運転日誌作成マニュアル）

これらの根本原因について、東二 FCS 問題の再発防止対策として策定された 19 項目の行動計画と対比し、不足していると考えられる下記 5 項目を従来の 19 項目の中に盛り込んだ。（4 月 6 日報告済）

- （1）安全第一の再徹底のための社長告示、経営層から管理職への訓示・意見交換

[行動計画①]

運転継続・工程優先が会社の利益になるという意識が問題点として挙げられたことから「安全を第一」とする意識を周知・徹底するために、以下の対策を実施する。

- ① 今回の調査を踏まえた「安全第一」の社長告示（実施済）
- ② 経営層による発電所幹部を対象とする「安全第一」を徹底するための訓示・意見交換（実施中）

- （2）経営層と社員との対話活動を通じた情報公開・透明性確保の徹底 [行動計画②]

「説明責任の意識が希薄、説明責任の回避」が明らかになったことから、経営層と社員との意見交換会により通報連絡三原則を確実にし、「隠す」「隠さない」の余地のない、情報公開・透明性確保のルールを徹底する。（実施中）

- （3）発電所幹部と発電所各室・グループとの対話活動等の推進等 [行動計画③]

自らの知見のみによる安全性の判断及び組織的問題解決意識の不足が問題点としてあげられた。各種グループミーティングの場において、各職場が抱える悩み、問題点等について積極的に受け止めて改善することで相談を習慣化させる方策の定着を図り、不正・不備を隠すことなく自発的に言い出す仕組みを構築する。（実施中）

- （4）幹部管理職へのコンプライアンス教育の実施 [行動計画⑦]

今回の分析から、職場のリーダーの倫理意識が不足していたことが分かったため、経営層も含めた幹部管理職に対し、以下に示すコンプライアンス等の教育を行い、法令・ルール遵守の意識を徹底していく。また、今後自他社の不適切な事例について倫理教育

に取り組む等して再発防止を図る。

- ① 経営層、室部所長、発電所幹部等を対象とした法令・ルール遵守に係る自他社の事例を活用した研修の実施（実施中）
- ② 本店グループマネージャー以上、現場サブマネージャー以上を対象とした事例に基づくリーダーシップ研修の実施（実施中）

（５）不適合管理等のより確実な実施

[行動計画⑬]

- ① 今回の事案の中で、対外報告を怠ったことが指摘されなかったことに関する対策として、東二 FCS 問題の再発防止対策の一つとして設置された不適合処理状況検討会*の場において、対外報告に関する確認を行うこととする。（実施中）
- ② 運転日誌作成マニュアルを見直し、微少な一次冷却材の漏えいや、不適合事象が確認された場合は、その事象を運転日誌に記載する等、運転日誌記載の適正化を図る。
(規程改正中)
- ③ 今回のような QMS 導入前の不適切な取り扱いに対する是正処置・予防処置をルール化することにより QMS の更なる改善を進める。（ルール化中）

*不適合処理状況検討会：主査；所長又は所長代理，委員；主任技術者他

2. 2 保安規定変更命令及び対策指示事項等における追加項目

経済産業省からの 5 月 7 日付けの保安規定変更命令に基づく保安規定の変更，4 月 20 日付け嚴重注意文書及び指示に基づく定期検査時の特別な検査対応，特別原子力施設監督官対応及び再発防止に向けた 8 項目の指示事項，並びに 4 月 6 日付け報告書において電力共通で取り組むこととしている項目についての対応は以下の通りである。

（１）保安規定変更

1) 当社への変更命令に対する対応

保安規定変更命令は東海第二発電所について 3 項目，敦賀発電所について 5 項目であり，これらについての対応は以下の通りである。

① 経営責任者の関与（東海第二発電所，敦賀発電所共通）

経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように，また，経営責任者に報告すべき事項を具体的に記載するように，保安規定を変更する。

② 原子炉主任技術者の位置付け（東海第二発電所，敦賀発電所共通）

原子炉主任技術者の独立性を高めるとともに，経営責任者に直接報告できるように，また，原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり，保安の監督がおろそかとならないように，保安規定を変更する。

③ 計器校正の確認（東海第二発電所）

定例試験前に，当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように，保安規定を変更する。

- ④ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告（敦賀発電所）

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更する。

- ⑤ 保守工事に係る記録（敦賀発電所）

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更する。

- ⑥ 巡視点検の充実（敦賀発電所）

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加するとともに、作成して保存すべき記録の対象に当該点検結果を追加するように、高線量区域の巡視又は巡視に替えて行う遠隔監視の適切な頻度を定めるように、保安規定を変更する。

2) 他社への変更命令に対する対応

他社への保安規定変更命令に対する項目で電力共通で対応する項目は以下の通りである。

- ⑦ 想定外に制御棒が引き抜けた場合が異常発生時に該当するように、異常発生時には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更する。
- ⑧ 原子炉施設の運転管理に係る作業手順書等が適切なものであることを発電長や関係室長が確認し、これらに基づいて作業を実施すること、関係室長及び保守点検に係る関係協力企業事業員が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確実に遂行できるように、保安規定を変更する。
- ⑨ 作成して保存すべき記録の対象に、警報等印字記録（アラームタイパー）を追加するように、保安規定を変更する。

(2) 定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官対応

定期検査時の特別な検査及び特別原子力施設監督官に対して適切に対応していく。

(3) 再発防止に向けた 8 項目の指示事項

再発防止に向けた 8 項目の指示事項に対する対応は以下の通りである。

- ① 経営責任者の関与（前述（1） 1）①に包含）

保安規定の変更により対応する。

- ② 保安教育の徹底

当社の従来の行動計画における項目⑦「技術者倫理教育の速やかな実施」を「技術者倫理教育の速やかな実施等」と改名し、保安教育の徹底について関係法令の教材を充実し反復教育を行う等により取り組んでいく。

- ③ アラームタイパーの記録保存（前述（１）２）⑨に包含）
保安規定の変更により対応する。
- ④ 保安検査官の原子力施設へのフリーアクセスへの協力
電力共通で実施している原子炉施設へのフリーアクセス（エスコートフリー）先行
試行プラントの結果を踏まえ、速やかに準備を行い、準備が整い次第開始する。
- ⑤ 原子炉主任技術者の独立性（前述（１）１）②に包含）
保安規定の変更により対応するとともに、人事面、組織面からの対応として、本店
組織の傘下に取り込むことも含めて検討を進める。
- ⑥ 保安検査結果等の公表
保安検査結果の公表にあわせた、発電所トラブル状況、安全確保、安全向上に対す
る取り組み状況等の公表については、発電所毎の状況を踏まえ、適切に対応してい
く。
- ⑦ ニューシアへの積極的な事象の登録及びメーカー等との情報共有の推進
ニューシアへの積極的な事象の登録を電力共通で進めていくとともに、BWR 事業
者協議会／PWR 事業者連絡会等を活用したメーカー等との積極的な情報共有を進
めていく。
- ⑧ 運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報の実施（前述（１）１）①に包含）
保安規定の変更の中で経営責任者への報告を規定するとともに、従来から実施して
いる通報連絡三原則の徹底により、確実な対外通報連絡を実施していく。

（４）電力共通で取り組む項目

４月６日付け報告書において電力共通で取り組むこととしている以下の項目につい
ては、それぞれ経済産業省からの指示を受けて実施する項目及び従来から実施している
項目の拡充により対応していく。

- ① 日本原子力技術協会等による原子力安全文化に係る組織風土評価の活用及び日本原
子力技術協会等が有する e-ラーニングを活用した安全文化醸成に係る教育の充実
（従来の行動計画⑧に取り込み）
- ② 不適合事象が確実に報告されるような言い出す仕組みの徹底（従来の行動計画③に
取り込み）
- ③ ニューシア保全品質情報の対象範囲拡大、基準明確化及びニューシアの運用に係る
日本原子力技術協会との連携（前述（３）⑦に包含）
- ④ BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会等における電力各社及びメーカーとの情報
共有化、関係者一体となった予防対策の検討及びニューシア情報、不適合情報など
の協力企業との情報共有（前述（３）⑦に包含）
- ⑤ 保安検査官の発電所内立入りのエスコートフリー等の実施に向けての環境整備につ
いて関係箇所との検討実施（前述（３）④に包含）

2. 3 新行動計画への追加項目

保安規定変更命令に基づく保安規定の変更，定期検査時の特別な検査対応，特別原子力施設監督官対応，再発防止に向けた 8 項目の指示事項及び 4 月 6 日付け報告書において電力共通で取り組むこととしている項目等についての対応を整理し，新たな行動計画として従来の 19 項目へ追加する項目は以下の 6 項目である。

㊫ 保安規定の変更と変更に伴う社内規程の整備

a) 経営責任者の関与

経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように，保安規定を変更する。

b) 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者の独立性を高めるとともに，経営責任者に直接報告できるように，保安規定を変更する。

c) 計器校正の確認

定例試験前に，当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように，保安規定を変更する。

d) 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたとき，原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し報告するように，保安規定を変更する。

e) 保守工事に係る記録

安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を保存するように，保安規定を変更する。

f) 巡視点検の充実

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加し，当該点検結果の記録を保存するように，保安規定を変更する。

g) 想定外の制御棒の引き抜けの扱い

想定外に制御棒が引き抜けた場合，原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告するように，保安規定を変更する。

h) 作業手順書等の遵守と関係者への徹底

原子炉施設の運転管理に係る作業手順書等が適切なものであることを発電長や関係室長が確認し，これらに基づいて作業を実施するように，保安規定を変更する。

i) 警報等印字記録（アラームタイパー）の保存

作成して保存すべき記録の対象に，警報等印字記録（アラームタイパー）を追加するように，保安規定を変更する。

また，これらの保安規定変更に伴う社内規程等の整備を行う。

なお，g)，h)，i) に対する対応は，省令改正後に行う予定である。

㊬ 定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官対応

定期検査時の特別な検査及び特別原子力施設監督官に対して適切に対応していく。

㊸ 原子力施設へのフリーアクセスの導入協力

電力共通で実施している原子炉施設へのフリーアクセス（エスコートフリー）先行試行プラントの結果を踏まえ、速やかに準備を行い、準備が整い次第開始する。

㊹ 原子力発電施設の保安検査結果の公開対応

保安検査結果の公表にあわせた発電所トラブル状況，安全確保，安全向上に対する取り組み状況等の公表については，発電所毎の状況を踏まえ，適切に対応していく。

㊺ ニューシア対象範囲拡大及び活用推進

軽微な事象を含めたニューシアへの積極的な事象の登録を進めていくとともに，日本原子力技術協会との連携を強化し，情報共有・情報活用を確実に進め，一層の安全の向上に努めていく。

㊻ BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会による情報共有の推進

BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会等を活用し，メーカー等との積極的にニューシア情報や不適合情報の共有化を進めていく。

なお，新行動計画には記載していないが，法令遵守体制等の保安規定への明確化，保安のために構すべき措置の追加，検査制度見直しの一部先行実施及び充実，運転データ情報の監視並びに情報へのフリーアクセスの確保については，今後の省令改正に対する国，電力共通の検討等も踏まえて対応していくこととする。

3. 新行動計画

今回策定した新行動計画は，平成18年度下期より取り組んでいる東二FCS問題に係る19項目の行動計画に対して6項目の追加及び一部の項目についての拡充を図った全25項目からなり，その実施については時間軸を入れた新行動計画のアクションプランに基づいて，着実に継続的に行っていく。また，国，電力共通で調整を行うものについては，それらを踏まえて適宜計画を具体化して実施していく。

これまでの活動に加えて新たに取り組む事項については，速やかに検討等を開始し，具体化を進め，主要事項の上半期実績の検証については10月～11月に実施していく。保安規定変更命令については，7月中申請，8月認可・施行を予定しており，保安院の取り組みに対応する項目等については，省令改正等に併せて実施していく。

4. 新行動計画のフォロー

新行動計画のフォローについては，アクションプランの項目毎にアンケート分析や実績の確認，意見反映状況の確認等により，定期的に成果を検証していく。また，QMS の改善に係る活動については業務プロセスレビュー，マネジメントレビューにより，その進捗状況等を確認していく。これらの検証，確認結果を半期毎に「発電設備に係る調査・対策委員会」（事務局：発電管理室，総務室）において確認し，再発防止対策の新行動計画全体の検証を行う。さらに，その結果を社外有識者で構成する「発電設備に係る調査・対策委員会顧問会

議」に報告し、現場における確認等を含めて幅広い助言を頂き、再発防止対策の改善につなげていく。これらの検証活動は再発防止対策が確実に機能、定着するまで当面の間行っていく。

また、従来から運用を行っている社内申告制度についても各種申告の受け皿として、引き続きその活用を図っていく。

なお、「発電設備に係る調査・対策委員会」については、今後本行動計画を推進し、再発防止対策を検証していく「発電設備に係る再発防止対策推進委員会」として活動していく。

5. まとめ

当社は、昨年 10 月に東二 FCS 問題の再発防止対策として、職場風土・安全文化の改善、企業倫理・安全意識の改善及び QMS の改善を 3 つの柱とする 19 項目の行動計画を策定し、トップ自らが先頭に立って全社で全力を挙げて継続して取り組んできた。

また、昨年 11 月 30 日付けの原子力安全・保安院長からの指示に基づき、徹底した調査を行った結果、15 件の不適切な事案が確認されたことから、発電所幹部を対象とする「安全第一」の再徹底等、5 項目について行動計画の充実を図るとともに、関係箇所との情報共有化等電力共通での取り組みについても着実に実施していくこととした。

今般、原子力安全・保安院による報告書の評価結果を踏まえた保安規定変更命令等の指示を受け、当社は、19 項目に 6 項目を追加した全 25 項目の新たな行動計画を策定した。

この新行動計画を全社で全力を挙げて実践していくことにより、法令、保安規定及び安全協定の遵守の精神を改めて全社に徹底して浸透させ、過去の悪循環を断ち切り、データ改ざん等が二度と起こらないよう会社の体質を改善し、QMS に基づく発電所運営の中で継続的に PDCA を回し、トップマネジメントの新たな決意のもと、全社員が一丸となって、安全を最優先に一層の社会的信頼の確保に努めていく。

発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画(①～⑤)

(1) 職場風土・安全文化の改善

健全な職場風土の醸成，安全文化を確実に根付かせるため，対話活動の充実，第三者による発電所運営のレビュー，業務の適正配分等を通じて，職場風土・安全文化の継続的な改善に取り組んでいく。

① 安全第一の再徹底（充実）

2006年9月8日の社長告示において「安全第一」を全社に周知・徹底した。また，2007年度の経営の基本方針において「安全第一」の再徹底を念頭に策定し，各室部所の2007年度業務方針に「安全第一」の充実方策を織り込んでおり，発電所幹部を含め繰り返し徹底している。その定着状況については年度業務実績報告において，各室部所の取り組み状況を確認し，次年度以降の業務に反映していく。

これらに加え，今回の調査結果を踏まえ以下の方策により「安全を第一」とする意識を再度周知・徹底していく。

i. 今回の調査を踏まえた「安全第一」の社長告示（4月6日に実施済）

ii. 経営層の発電所幹部を対象とする「安全第一」を徹底するための訓示，意見交換

今後，本店・両発電所において経営層による説明会を開催し，本事象の内容，告示の主旨を周知する。また，10月の風土・体質改善強化月間における職場懇談会においても，社長告示の周知徹底を継続的に図っていく。

② 経営層と社員との対話活動の継続，推進（充実）

これまで，東海，敦賀，本店において，安全第一を基本とする業務運営，社外に対する説明責任等について，社長を始めとする経営層と社員との意見交換を行ってきた。また，社会一般の視点等に加えて職場風土・安全文化，企業倫理・安全意識や「相談を習慣化させる」方策等についても，経営層と社員との意見交換を実施してきた。

これらの取り組みにより社員の安全第一に対する意識の浸透と，社外に対する説明責任意識等が醸成されてきているものの，今回の点検結果を踏まえ，改めて経営自らが先頭に立って強い決意を社員に浸透させていくため，経営層と社員との対話活動により，通報連絡三原則を確実にし，「隠す」「隠さない」の余地のない，情報公開や透明性確保のルールを徹底する。

③ 発電所幹部と発電所各室・グループとの対話活動等の推進及び発電所における言い出す仕組みの徹底（充実）

発電所幹部（所長，所長代理，副所長等）と発電所員との懇談会についてはこれまでも実施してきているが，テーマ別勉強会等の充実を含めて，対話の機会を増やして相互理解を深める。その際には，発電設備点検に係る他社事例も活用する。また，発電所各室・グループ単位の懇談会を年度計画に織り込み，身近な問題に対して「相談を習慣化させる」方策の定着を図る。さらに，新たに設置した所内相談窓口において，技術的事項，業務運営や日常の仕事に関する悩み等について，メールの活用も含めて相談を受け付けていく。これらの対話活動で得られた意見については，発電所の各室・グループで取りまとめて業務運営に反映していく。

これらに加え，各種グループミーティングの場において，各職場が抱える悩み，問題点等を積極的に受け止めて改善することで相談を習慣化させる方策の定着を図り，不正・不備を隠すことなく自発的に言い出す仕組みを徹底する。

④ 顧問会議による発電所運営のレビュー（継続）

社外有識者をメンバーとする「FCS調査・対策委員会顧問会議」を平成18年12月に新た

に設置し、再発防止計画及びその実施状況等について意見を頂いているが、本顧問会議は、平成 19 年 1 月に「発電設備に係る調査・対策委員会顧問会議」に名称を改め、引き続き今回の点検結果および再発防止対策について意見をいただくこととしている。平成 19 年度は顧問会議を 2 回開催し、そこで得られた意見については、再発防止対策の行動計画、発電所運営等の業務運営に反映していく。

⑤ 人的資源・業務の適正配分に関する評価・検証（継続）

人的資源の配分については、これまで発電所の各室・グループの業務計画、各種プロジェクトの進捗状況等を全社的な視点から検討して要員計画を定め、全社各部門への人的資源の配分を行ってきたが、今後の保全プログラムの充実に当たり、発電所技術系部門の現状分析、今後の業務計画等を勘案して適正に配分する。また、発電所組織運営について現在の運用方法、業務配分等を評価し、グループ制の評価・検討、ベテラン社員の活用、定検応援等を含めて、より適切な運用方法について検討を進める。要員の適正配分、組織運営の改善については発電所の意見等を十分に踏まえて、定期異動時期に合わせて段階的に実施していく。また、継続的に評価して 19 年度以降の異動計画に反映していく。

⑥ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、活用（継続）

一般労働安全を科学的・合理的に管理するための手法を通して、安全第一に対する幅広い認識・組織風土を築いていくために、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、活用を図っていく。平成 18 年度の東海第二発電所第 22 回定期検査、敦賀発電所 1 号機第 31 回定期検査での試行を経て、平成 19 年度に本格的に導入する。

(2) 企業倫理・安全意識の改善

企業倫理・法令遵守、安全意識の教育等を一層充実し、社員一人ひとりの企業倫理・法令遵守の徹底、安全意識の向上を図る。

⑦ 技術者倫理教育の速やかな実施等（充実）

技術者倫理教育については、新入社員研修、新任管理職研修等における企業倫理教育の中で階層毎に実施してきているが、改めて全社員を対象とした「技術者倫理」に関する教育を平成 18 年 12 月までに実施している。また、従来実施している企業倫理・法令遵守の定着化活動を継続的に実施していくとともに、グループマネージャー、サブグループマネージャークラスを対象に、他社事例も踏まえた不祥事の未然防止を目的とした新規研修について、試行結果評価も踏まえて今後の導入を図る。

また、コンプライアンス等の教育を行い、経営層も含めた幹部管理職に対し、法令・ルール遵守の意識を徹底していく。また、今後自他社の不適切な事例について、倫理教育に取り組む等して再発防止を図る。

さらに原子炉等規制法及び電気事業法等の関係法令を遵守するための保安教育を徹底する。

⑧ 安全意識調査の継続的な実施と評価・改善等（充実）

これまで外部機関による安全診断アンケート調査を数年毎に行い、過去のアンケート結果との比較・評価の結果を発電所の安全諸活動に反映するなど、発電所員の安全意識の向上に努めてきた。平成 18 年度も本アンケート調査・分析を実施したが、引き続き 19 年度にも実施し、その結果を発電所安全諸活動に反映していく。計器適切性確認において抽出された「当事者意識の課題」についてもアンケート調査に含めて分析し、発電所員の安全意識の向上に資していく。また、原子力技術協会の e-ラーニングの活用を図っていく。

⑨ 発電所内の各室・グループの相互業務レビュー（継続）

発電所において、他室・グループの業務プロセスレビューに相互に参加して、良好事例、不適合事例、改善事例等を共有して、各室・グループの業務改善に反映する。また、相互レビューの実施方法について、実質的な効果が得られるものとなるようにその運用方法やルールを検討し、関連規程に反映する。

⑩ 通報連絡三原則の徹底（事例勉強会等）（継続）

通報連絡三原則*徹底のために、これまで経営層と社員との意見交換や自治体等からの社外講師による安全協定の勉強会等を行い、社内では運転上の制限の逸脱事象はもとより、事象の大小の区別なく情報が報告され、社外への適切な通報連絡がタイムリーに行われているなどの効果が現れてきているが、これらの取り組みを継続し、通報連絡三原則をすべての社員に浸透させる。

*「徴候を確認した時」、「要否の判断に迷った時」、「情報収集に時間がかかる時」は通報連絡を実施

⑪ 報告・連絡・相談の徹底（社内外）（継続）

さまざまな問題を報告・連絡・相談のルートにのせて情報を共有化する。特に相談する雰囲気作りを重視し、経営層・発電所幹部と所員との対話活動の推進、各種勉強会や意見交換会の充実、年間業務計画に基づく「相談を習慣化させる」方策の定着化等を確実に進めていく。さらに定期検査等に係る関係会社・協力会社との定例会議、説明会、意見交換会等についても継続して機会ある毎に実施し、コミュニケーションの一層の充実を図っていく。また、この定例会議等の場を通して協力会社に対して企業倫理・法令遵守意識の定着化を継続的に指導・要請していく。

(3) QMS の改善（「不適合管理不十分」、「文書管理不十分」及び「保守管理不十分」）

不適合管理を徹底するとともに設備の図書管理等の充実を継続的に改善していくことにより、不断の QMS の改善に努めていく。

⑫ QMS 教育の充実・推進（不適合管理、記録管理、保守管理、内部監査）（継続）

これまで QMS 教育を定期的の実施してきており、平成 18 年度には発電所員を対象として東 2 FCS 問題を事例とした勉強会を実施したが、既存の品質保証教育に不適合管理等の事例を用いた学習、演習等を取り入れ、双方向の教育を補強する。さらに、新たに内部監査員養成コースを開設し、業務プロセスレビューを中心的に行う者等に対して自らの業務及び他室・グループの業務を客観的に見る視点を養う。これらの教育については、年度毎の教育訓練計画に定め長期的視点より養成していく。

⑬ 不適合管理の徹底、不適合管理票のデータベース化（充実）

平成 18 年 11 月に「所内不適合処理状況検討会」を設置し、運用方法等を QMS 規程（不適合管理要項）に定めており、本検討会を原則として 1 回／月開催し、発電所幹部が不適合処理状況の確認と不適合管理の適切性について指導・助言を行い、不適合処理情報の社内共有化と、不適合管理の更なる適切化を図る。さらに、この検討会の場において、不適合の対外報告のチェック機能をもたせ、対外報告に関する確認を行うこととする。また、各発電所にて現状作成している不適合管理票一覧表（データベース）を利用して全社での情報共有化を容易にするとともに、データベースから典型的なものをピックアップして事例集を作成し、不適合管理票の適切な発行と管理を行えるようにする。さらに、今回のような QMS 導入前の不適切な取り扱いに対する是正処置・予防処置をルール化することにより QMS の更なる改善を進める。

また、微少な一次冷却材の漏えいや、不適合事象が確認された場合は、その事象を運転日誌に記載する等、運転日誌作成マニュアルを見直し、運転日誌の記載方法について適正化を図る。

⑭ 設計データ、保全データの電算化推進（継続）

保守管理に必要な設計データを含む機器仕様書、計器仕様書などの図書を選定し電子情報化を行い、設計図書等の最新情報を検索システム上で呼び出せるようなデータベースを構築する。また、保守管理に必要な保全データ（計器校正記録、工事記録、官庁検査記録等）を選定して電子情報化し、保全データを検索システム上で呼び出せるようなデータベースを構築する。なお、計器仕様表データベースを優先して検討する。

⑮ 設計管理能力、保守管理能力の向上（継続）

現場の技術系社員に対して、FCS 流量不足に対する原因・対策、及び計器総点検から抽出された不適合原因・対策についての事例教育を平成 18 年度に実施したが、さらに、安全解析と定期事業者検査の関係、安全解析と設定値・警報値等の関係、許認可と設計検証の関係等の基本設計教育を、各室・グループ毎に行う。なお、新入社員等に対する事例教育については、平成 19 年度以降は基本設計教育に合わせて実施する。

⑯ 調達管理における技術評価、設計検証の徹底（継続）

個別仕様書の要求仕様について、新たに標準的な記載例集を作成して、設備・機器の調達仕様書作成時の参考とすることにより、要求仕様の明確化及びその検証を確実にする。また、設備重要度 A・B の工事（新設、改造、取替）にあたり、要求機能及びその据付後の検証方法等が発注時の要求事項に適切に反映されるよう、「工事等に係る技術検討会」の審議基準の明確化を図る。さらに詳細な設計評価事項に不足がないように、新たに設置した「設備図書検討会」において、工事担当室の他、機械・電気・制御・品質保証等の各分野で豊富な知識・経験を有する者が、工事担当室に対し指導・助言する。必要に応じて関連規程（設計、調達関係等）についても改正する。

⑰ 定期事業者検査要領書の見直し（継続）

設置許可申請書の安全解析の入力条件と定期事業者検査要領書の検査項目の比較を行い、安全解析の入力条件であって、定期事業者検査の検査項目になっていないパラメータがあった場合、定期事業者検査の検査項目への取り込みの要否を検討し、必要なものは検査項目に追加する。あわせて、検査項目の判定基準の妥当性を確認する。

⑱ 計器取替時の新仕様妥当性確認手順のルール化（継続）

新たに「計器仕様等管理取扱書」を制定し、計器適切性確認結果の根本原因分析から抽出した是正措置「計器仕様表の管理強化策」（例えば、計器仕様表の最新情報化や仕様根拠の検索照合方法）をルール化して取り込んだ。これにより、計器の仕様が変更になる場合や入力基準値見直し時に新仕様と旧仕様の比較及び新仕様と旧仕様の決定根拠の確認、相違点の妥当性確認を確実に実施する。

⑲ 内部監査の検証と改善（継続）

内部監査部門は、再発防止対策に関する業務プロセスレビュー等について、レビュー・検証・妥当性確認のプロセスが、適切に実施されていることを監査する。また、内部監査がより深く現場の業務プロセスの問題点を導き出すものになるよう、毎回異なった室、発電所から監査チームを構成することにより、異なった視点から「内部監査活動に対する監査」を継続し、運用方法の充実を図る。

(4) 行政処分及び指示に係る新規項目

㊫ 保安規定の変更及び変更に伴う社内規程等の整備（新規）

- a) 経営責任者の関与
経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更する。
- b) 原子炉主任技術者の位置付け
原子炉主任技術者の独立性を高めるとともに、経営責任者に直接報告できるように、保安規定を変更する。
- c) 計器校正の確認
定例試験前に、当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように、保安規定を変更する。
- d) 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告
運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたとき、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し報告するように、保安規定を変更する。
- e) 保守工事に係る記録
安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を保存するように、保安規定を変更する。
- f) 巡視点検の充実
巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加し、当該点検結果の記録を保存するように、保安規定を変更する。
- g) 想定外の制御棒の引き抜けの扱い
想定外に制御棒が引き抜けた場合、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告するように、保安規定を変更する。
- h) 作業手順書等の遵守と関係者への徹底
原子炉施設の運転管理に係る作業手順書等が適切なものであることを発電長や関係室長が確認し、これらに基づいて作業を実施するように、保安規定を変更する。
- i) 警報等印字記録（アラームタイパー）の保存
作成して保存すべき記録の対象に、警報等印字記録（アラームタイパー）を追加するように、保安規定を変更する。
また、これらの保安規定変更に伴う社内規程等の整備を行う。
なお、g), h), i) に対する対応は、省令改正後に行う予定である。

㊬ 定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官対応（新規）

定期検査時の特別な検査及び特別原子力施設監督官に対して適切に対応していく。

㊭ 原子力施設へのフリーアクセスの導入協力（新規）

電力共通で実施している原子炉施設へのフリーアクセス（エスコートフリー）先行試行プラントの結果を踏まえ、速やかに準備を行い、準備が整い次第開始する。

㊮ 原子力発電施設の保安検査結果の公開対応（新規）

保安検査結果の公表にあわせた、発電所トラブル状況、安全確保、安全向上に対する取り組み状況等の公表については、発電所毎の状況を踏まえ、適切に対応していく。

⑭ ニューシア対象範囲拡大及び活用推進（新規）

軽微な事象を含めたニューシアへの積極的な事象の登録を進めていくとともに、日本原子力技術協会との連携を強化し、情報共有・情報活用を確実に進め、一層の安全の向上に努めていく。

⑮ BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会による情報共有の推進（新規）

BWR 事業者協議会／PWR 事業者連絡会等を活用し、メーカー等との積極的にニューシア情報や不適合情報の共有化を進めていく。

発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画表（アクションプラン）

[判例]  : 準備工程
 : 実施工程（黒塗りは実績）

実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～3 月
●職場風土・安全文化の改善																				
①安全第一の再徹底（充実）																				
社長告示等によって、基本理念である「安全第一」を再徹底する。	1)社長告示の公布、本店、全社員対象に説明会開催及び風土・体質改善強化月間における職場懇談会の場を通じて、社長告示を再度周知徹底する。	①社長告示 ②社長告示説明会(本店・東海・敦賀) ③社長告示再周知(風土改善月間)	総務室	▼9/8 社長告示 ▼9/11 社長告示説明会(本店・東海・敦賀) ■社長告示再周知(風土改善月間：10 月)																
	2)全社一丸となって再発防止に取り組むため、行動計画を説明会にて周知する。	①再発防止行動計画説明会(本店・東海・敦賀) ②原子力安全・保安院からの指示等説明会	総務室	▼11/7～9 再発防止行動計画説明会(本店・東海・敦賀)												風土改善月間懇談会				
	3)経営の基本方針「安全第一」の再徹底を念頭に業務方針に「安全第一」の充実を織り込むと共に、業務実績報告にて「安全第一」への取り組み状況を確認する。	①平成 19 年度経営方針公布 ②平成 19 年度経営方針社内説明 ③平成 19 年度業務方針作成 ④「安全第一」取り組み状況確認	企画室			▼2/5 平成 19 年度経営方針公布												▼平成 20 年度経営方針公布		
	4)発電設備の点検結果を踏まえた「安全第一」の社長告示の公布及び説明会にて事象の内容、告示の主旨を周知する。また、発電所幹部への訓示、意見交換を行う。	①「安全第一」社長告示 ②「安全第一」社長告示説明会(本店・東海・敦賀) ③発電所幹部への訓示、意見交換実施	総務室					▼4/6 社長告示(安全第一の再徹底について) ▼4/9、11、12 社長告示説明会(本店、敦賀、東海)											⇒ 継続	
②経営層と社員との対話活動の継続、推進（充実）																				
経営層と社員との懇談会を開き、安全第一を基本とする業務運営、説明責任等について意見交換してきている。今後も継続し、経営自らが先頭に立って安全第一の強い決意を浸透させていく。	1)経営層との意見交換を継続的に実施する。	①経営層/社員の意見交換会(年間 10 回程度)	企画室	▼9/13、11/24 東海 ▼12/1(2 回)、12/6(2 回) 敦賀		▼1/31(2 回)、2/28 敦賀 ▼2/6、3/2 本店		▼4/3 東海(2 回) ▼4/17 敦賀 6 月中旬敦賀					▽9 月中旬東海(2 回)					▽2 月中旬敦賀(2 回) ▽2 月上旬、3 月上旬本店	⇒ 継続	
	2)社外に対する責任説明等に対し、経営層と社員との対話活動の一層の充実を図り、通報連絡三原則を確実にし、「隠す」「隠さない」の余地のない、情報公開や透明性確保のルールを徹底する。	①社外に対する説明責任に係る経営層/社員の意見交換会(年間 15～20 回程度)	総務室 企画室	▼12/1(1 回) 東海 ▼9/21、22(6 回) 敦賀		▼1/16、24、2/21 敦賀 ▼1/24(計 2 回)敦賀 ▼3/28(計 2 回)本店		3/14(計 6 回)東海 ▼4/18 東海 ▽6 月上旬(東海計 2 回) ▽7 月中旬(敦賀計 3 回) ▽8 月上旬(本店 4 回) ▽9 月中旬(本店 2 回)					▽10 月中旬(東海 2 回) ▽11 月中旬(東海 2 回) ▽1 月中旬(本店 3 回) ▽1 月下旬(敦賀 2 回)						⇒ 継続	
③発電所幹部と発電所各室・グループとの対話活動等の推進及び発電所における言い出す仕組みの徹底（充実）																				
発電所幹部と所員との対話の機会を増やし、コミュニケーションの充実を図り、相互理解を深める。また、発電所各室・グループ単位の懇談会を計画的に実施し、室長/GMが室員/グループ員と懇談し、相談を習慣化させる方策の定着を図るとともに、発電所各種グループミーティングの場において、各職場が抱える悩み、問題点を積極的に受け止めて改善することで相談を習慣化させる方策の定着を図り、不正・不備	1)発電所幹部（所長、所長代理、副所長等）と所員との対話活動等を推進し、各階層において双方向で意思疎通がある活発なコミュニケーションの充実を図り、相互理解を深める。	①発電所幹部(所長、所長代理、副所長等)と一般所員との懇談(2 回/月目途) ②発電所幹部と室長/GM・SM クラスまでの懇談会(1 回/2 ヶ月目途) ③テーマ別勉強会等の活用(2 回/年目途)	社長室 総務室 発電所	▼11/21、12/11 東海 ▼3 月末敦賀(37 回実施)		▼1/23、2/3、3/15 東海												⇒ 継続		
				▼11/24 東海（敦賀検討中）		▼1/19、3/6 東海												⇒ 継続		
				▼6/14、10/19、11/29 東海 ▼12/7 敦賀		▼2/26 東海 ▼1/23 敦賀												⇒ 継続		

実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～3 月
を隠すことなく自発的に言い出す仕組みを徹底する。	2)発電所各室・グループ単位の懇談会を計画的に実施し、室長/GMが室員/グループ員と懇談を行い、身近な問題点に対して「相談を習慣化させる」方策を定着させる。発電所で実施する各種グループミーティングの場において、各職場が抱える悩み、問題点等を積極的に受け止めて改善することで相談を習慣化させる方策の定着を図り、不正・不備を隠すことなく自発的に言い出す仕組みを徹底する。	①発電所各室・グループ単位の懇談会による「相談を習慣化させる」方策の定着 ②発電所で実施する各種グループミーティングの活用による、相談を習慣化させる方策の定着及び言い出す仕組みの徹底	社長室 総務室 発電所																⇒ 継続	
		3)所内相談窓口の対応者を複数選任し、技術的事項、業務運営や日常の仕事に関する悩み等について、メールの活用を含めて相談を受けている。今回の再発防止対策の一環として利用促進施策を検討し、実施する。	①発電所相談窓口の利用促進施策検討・実施。	社長室 発電所	▼11/17 運用開始 東海 ▼11/13 運用開始 敦賀															⇒ 継続
④顧問会議による発電所運営のレビュー（継続）																				
有識者による顧問会議を設置して意見を頂き、再発防止対策、発電所等の業務運営に反映していく。	1)社外有識者をメンバーとする「発電設備に係る調査・対策委員会顧問会議」を設置し、再発防止計画及びその実施状況等についてご意見を頂き、そこで得られたご意見については、再発防止計画、業務運営に反映して行く。	①平成 19 年度は顧問会議を 3 回開催	総務室	▼12/4 社外有識者への顧問就任依頼 ▼12/27 第 1 回顧問会議			▼3/14	19、20 第 2 回顧問会議 ▼4/4～6 第 3 回顧問会議 ▼5/16 第 4 回顧問会議							▼第 5 回顧問会議				⇒ 継続	
⑤人的資源・業務の適正配分に関する評価・検証（継続）																				
今後の保全プログラム充実に当たり、発電所技術系部門の現状分析等を勘案して、人的資源、業務の配分を適正化していく。	1)今後の保全プログラムの充実に当たり、発電所技術系部門の現状分析、今後の業務計画等を勘案して、適正に配分する。	・発電所技術系部門の勤務実態、定検時応援実績、要員数推移等の現状分析 ・今後の保全プログラムの充実に当たり設計根拠等の整備を確実に進めていくために必要となる要員数等の推定	社長室	▼10/18 次年度要員計画策定に向けての各所属へ基礎資料作成依頼			▼1/29 人的資源に関する検討を経営に報告 ▼3/19 次年度要員計画を策定し経営に報告・承認 ▼5/14 保全プログラムの充実方策経営報告												継続的評価・改善	
	2)発電所組織運営について現在の運営方法、業務配分等を評価し、より適切な運用方法を検討する。	・業務・組織運用方法の再評価・検討 ・スタッフ職の配置やベテラン社員の活用、定検応援等による人的支援方法の検討	社長室	▼12/18 発電所組織運営(グループ制)の検証及び改善方策(中間)を経営に報告			▼1/22 発電所組織運営(グループ制)の検証及び改善方策を経営に報告 組織運営方法の評価、検証 ▽室内グループ再設定 ▽新職位設定												⇒ 継続	
⑥労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、活用（継続）																				
一般労働安全についても科学的・合理的に管理する手法を通して、安全文化醸成にも役立てて行く。	1)一般労働安全を科学的・合理的に管理するための手法をととして、安全第一に対する幅広い認識・組織風土を築いていくために、現在導入準備を進めている本システムの導入促進、活用を図っていく。	①労働安全衛生関係規定類の労働安全衛生マネジメントシステムに則った整備 ②労働安全衛生マネジメントシステム導入に関する教育の実施	社長室	▼12/15 社規・社長室規則改定 ▼12/22 OSHMS 敦賀所則制定 ▼8/31、9/27、12/25 中防災研修(東海、敦賀、本店)			▼3/23 リスクアセスメント敦賀所則制定 システム監査要項の制定準備 ▼3/26 OSHMS 敦賀所則改正 ▼3/30 リスクアセスメント東海所則制定 ▼OSHMS 東海所則制定												▽システム監査要項制定	
	2)発電所におけるリスクアセスメントの試運用を行い、評価を実施する。	①東二定検でのリスクアセスメント試運用 ②敦 1 定検でのリスクアセスメント試運用 ③リスクアセスメント実施	社長室	▼11 月～12 月東二定検試運用			▼3/2、4/16・18、5/11 東海 ▽乗動者、新入社員等対象												⇒ 継続	
	3) 労働安全衛生マネジメントシステムの本格導入に向けて、安全衛生基本方針の表明及び目標設定を周知し、導入・検証・見直しを行う。	①本格導入・検証・見直し	社長室	▼1/23、24、31、2/6 敦賀 OSHMS 運用説明会				リスクアセスメント実施 本格導入・検証・見直し												⇒ 継続
				▼4/5 安全衛生基本方針表明・周知 ▼4/6 安全衛生活動方針制定・周知 ▼4/9、27 東海安全衛生方針制定、目標制定・周知 ▼4/6、5/7 敦賀安全衛生方針制定、目標制定・周知 ▼4/16、18、5/11 東海 OSHMS 運用説明会															⇒ 継続	

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度			
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～3 月			
	2)安全解析と定期事業者検査の関係、安全解析と設定値・警報値等の関係、許認可と設計検証の関係等について教育を行う。	①H19 年度中に実施、以降は転入者・新入者に教育	発電所		基本設計教育①教育資料作成(材料収集)			▽骨子確認▽最終確認			基本設計教育①安全解析条件、警報設定値等を含め実施；東海			基本設計教育②教育資料作成			▽骨子確認▽最終確認						
					敦2 安全解析条件と定事検関係整理																		
					敦1、敦2 安全解析条件、警報設定値関係整理																		
					その他教育資料作成															基本設計教育②			
⑯調達管理における技術評価、設計検証の徹底（継続）																							
設備・機器の調達に当たって、要求機能の明確化を図ると共に、審査段階、試運転段階の設計検証を確実にっていく。	1)設備・機器の調達（取替、新設、改造）における個別仕様書の作成にあたり、ポンプ、制御弁、電動機、計測器類の主要機器の要求仕様について標準的な記載例集の作成（計測器類であるなら、流体の種類、計測レンジ、信号の種類等）を行い、仕様書作成の際の参考とすることにより、要求仕様の明確化及びその要求仕様の検証を確実にする。	①仕様書標準記載例の作成	発管室	▼11 月～12 月至近の仕様書事例の調査、記載例作成機器リストアップ	標準記載例のサンプル作成、発電所コメント依頼実施			仕様書標準記載例作成			発電所再検討			サンプルコメント反映			発電所再検討			コメント反映	発電所周知	記載例集の運用	⇒ 継続
	2)設備重要度 A・B の設備・機器の調達（取替、新設、改造）にあたり、要求機能及びその据付後の検証方法等が発注時の要求事項に適切に反映されるよう、工事技術検討会の検討・審議基準の明確化を図る。	①工事等に係る技術検討会の検討・審議基準の明確化	発電所	▼12/22 敦賀 工技検の検討、審議基準の明確化を保安運営委員会審議	▼1/26 敦賀「工技検手引書」施行 ▼2/15 敦賀「工事計画検討書作成基準」施行 ▼2/23 東海「工技検手引書」「工事計画検討書作成基準」改正(保安運営委員会審議) ▼3/19 東海「工技検手引書」「工事計画検討書作成基準」施行																		⇒ 継続
	3)設備重要度 A・B の設備・機器の設備変更、仕様変更を伴う工事について、詳細な設計評価事項に不足がないように「設備図書検討会」を発足させ、工事担当室の他、機械・電気・制御・品質保証等の各分野で豊富な知識・経験を有する者が検討会メンバーとなり、従前の類似設計から得られた知識・経験から工事担当室に対し指導・助言する。	①設備図書検討会の発足	発電所		▼1/22 敦賀「設備図書検討会運営手引書」制定 ▼1/26 敦賀「設備図書検討会運営手引書」施行 ▼2/23 東海「設備図書検討会運営手引書」制定 ▼3/30 東海「設備図書検討会運営手引書」施行																		⇒ 継続
⑰定期事業者検査要領書の見直し（継続）																							
設置許可の安全解析入力条件と定期事業者検査要領書の検査項目の比較を行い、必要に応じ定期事業者検査項目の取り込み要否を検討する。	1)設置許可申請書の安全解析（添付書類十、運転時の異常な過渡変化及び事故）の入力条件と定期事業者検査要領書の検査項目の比較を行う。	①安全解析と定期事業者検査要領書の確認	発電所	▼10 月末二定検申請、11 月初旬確認終了	安全解析と定期事業者検査要領書確認 ▼敦1 定検申請 ▽敦2 定検申請			敦2 安全解析と定期事業者検査要領書確認															
	2)安全解析の入力条件であって、定期事業者検査の検査項目になっていないパラメーターがあった場合、定期事業者検査の検査項目への取り込みの要否を検討し、必要なものは検査項目に追加する。あわせて、検査項目の判定基準の妥当性（設置許可より非安全側になっていないか）を確認する。	①定期事業者検査要領書の見直し	発電所	▼10 月～12 月定期事業者検査要領書反映、3 件改正検査終了 10/13 制定「FCS 機能検査」 11/16 制定「主要制御系機能検査」 12/12 改正「プロセスモニタ機能検査」	敦1 定期事業者検査要領書見直し			敦2 期事業者検査要領書見直し															

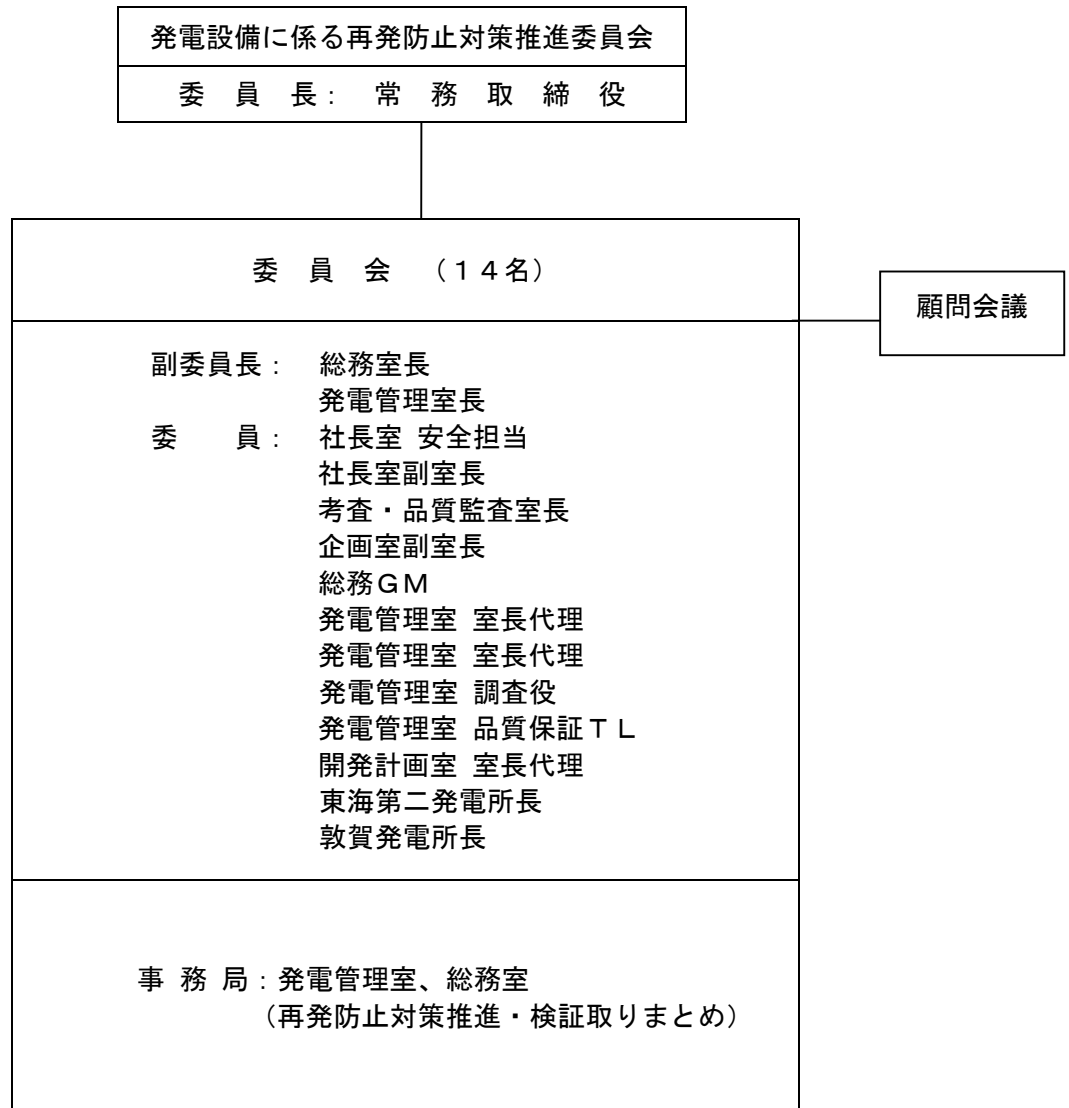
実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～3 月
⑩計器取替時の新仕様妥当性確認手順のルール化（継続）																				
計器取替時の設計仕様と新しい計器の仕様比較を確実に 行うルールを定める。	1)計器の仕様が変更となる場合や入力基準値見直し時に新仕様と旧仕様の比較及び新仕様と旧仕様の決定根拠の確認、相違点の妥当性確認を確実に実施するように、「計器仕様等管理取扱書」を制定する。	①「計器仕様等管理取扱書」の制定	発管室 発電所	▼11/10 東二計器仕様等管理取扱書」制定	東二取扱書運用開始 東二CAMS装置取替工事にてIDS照合確認 ▼3/30 東二手引書制定(取扱書廃止) 敦賀手引書検討 ▼2/15 敦賀手引書施行 手引書運用 手引書運用													⇒ 継続		
					⇒ 継続															
⑪内部監査の検証と改善（継続）																				
再発防止対策の実施状況について、内部監査を行うとともに「内部監査活動に対する監査」による監査方法の改善を行っていく。	1)内部監査部門は、再発防止対策に関する業務プロセスレビュー等について、レビュー・検証・妥当性確認のプロセスが、適切に実施されていることを監査する。	①再発防止対策の実施状況に対する内部監査	考査・品質 監査室		業務プロセスレビュー実施 ▼4/6 実施計画書策定 内部監査 ▽実査 ▽社長報告															
	2)平成 17 年度より開始した「内部監査活動に対する監査」を引き続き実施し、毎回異なった室、発電所から監査チームを構成することにより、異なった視点から「内部監査活動に対する監査」を行うこととし、内部監査がより深く現場の業務プロセスの問題点を導き出すものになるよう、継続的に検証し改善をはかる。	①内部監査活動に対する監査	考査・品質 監査室	▼10 月～3 月内部監査に対する監査 ▼10/2 監査実施責任者等選任依頼(廃止措置プロジェクト推進室) ▼10/13 選任依頼報告 ▼11/21 実施計画書策定 ▼12/15 実査	内部監査に対する監査 ▼社長報告 内部監査に対する監査 ▽実施計画書策定 社長報告▽													⇒ 継続		

実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度											平成 20 年度			
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～12 月		
●行政処分及び指示に係る新規項目																			▽省令改正		▽省令改正	
⑩保安規定の変更及び変更に伴う社内規程等の整備（新規）																						
経営者責任の関与	1)経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、その際、経営責任者に報告すべき事項を具体的に記載するように、保安規定を変更する。	①経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更 ②経営責任者に報告すべき事項を記載するように、保安規定を変更 ③保安規定の変更内容を社内関連規程類に反映	社長室 企画室 総務室 発管室 発電所							▼4/27 保安規定変更検討WG設置 ▼4/27、5/2、7、9、14、16 保安規定変更検討WG開催 保安規定変更内容検討 ▽7月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 ▽8月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定施行 保安規定運用 社内関連規程類整備 ▽8月社内関連規程類施行 社内関連規程類運用	→	継続										
原子炉主任技術者の位置付け	2)原子炉主任技術者の独立性を高めるとともに、経営責任者に直接報告できるように、また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかにならないように、保安規定を変更する。	①原子炉主任技術者の独立性を高めるとともに保安規定を変更 ②原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかにならないように、保安規定を変更 ③保安規定の変更内容を社内関連規程類に反映	社長室 企画室 総務室 発管室 発電所							▼4/27 保安規定変更検討WG設置 ▼4/27、5/2、7、9、14、16 保安規定変更検討WG開催 保安規定変更内容検討 人事面の検討 ▽7月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 ▽8月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定施行 保安規定運用 社内関連規程類整備 ▽8月社内関連規程類施行 社内関連規程類運用	→	継続										
計器校正の確認	3)定例試験前に、当該試験に必要なパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように、保安規定を変更する。	①定例試験前に、当該試験に必要なパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように、保安規定を変更 ②保安規定の変更内容を社内関連規程類に反映	発管室 発電所							▼4/27 保安規定変更検討WG設置 ▼4/27、5/2、7、9、14、16 保安規定変更検討WG開催 保安規定変更内容検討 ▽7月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 ▽8月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定施行 保安規定運用 社内関連規程類整備 ▽8月社内関連規程類施行 社内関連規程類運用	→	継続										
運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告	4)運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更する。	①運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更する。 ②保安規定の変更内容を社内関連規程類に反映	発管室 発電所							▼4/27 保安規定変更検討WG設置 ▼4/27、5/2、7、9、14、16 保安規定変更検討WG開催 保安規定変更内容検討 ▽7月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 ▽8月東海第二、敦賀発電所原子炉施設保安規定施行 保安規定運用 社内関連規程類整備 ▽8月社内関連規程類施行 社内関連規程類運用	→	継続										

[illegible]

実施項目	再発防止対策	アクションプラン	実施箇所	平成 18 年度				平成 19 年度												平成 20 年度
				～平成 18 年 12 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4 月～12 月
㊦定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官対応（新規）																				
・特別な検査対応 ・特別原子力施設監督官対応	1)定期検査時の特別な検査対応の実施 2)特別原子力施設監督官対応の実施	①敦賀 1 号機、2 号機、東海第二発電所の定期検査において特別な検査を受検 ②特別原子力施設監督官による特別な保安検査の受検等	発管室 発電所																	
敦賀発電所 定検・特別な検査 敦 1（第 31 回） 敦 2（第 16 回） 東二（第 23 回） ▽保安検査 ▽保安検査 ▽保安検査 ▽保安検査 ⇒ 継続																				
㊧原子力施設へのフリーアクセスの導入協力（新規）																				
原子力施設へのフリーアクセスの導入協力	1)電力共通で実施している原子炉施設へのフリーアクセス（エスコートフリー）先行試行プラントの結果を踏まえ、速やかに準備を行い、準備が整い次第開始する。	①エスコートフリーの準備・ルール化	発管室 発電所																	
▽5/8 運用開始指示 エスコートフリー実施に向けた準備 ▽6 月エスコートフリー施行開始 エスコートフリー運用 ⇒ 継続																				
㊨原子力発電施設の保安検査結果の公開対応（新規）																				
保安検査結果に合わせた発電所トラブル状況、安全確保等への取り組み状況公表	1)保安検査結果の公表にあわせた発電所トラブル状況、安全確保、安全向上に対する取り組み状況等の公表を、発電所毎の状況を踏まえ、適切に対応していく。	①公表方法、時期等の検討、運用開始	発電所 広報室 発管室																	
公表方法、時期等検討 運用開始 ⇒ 継続																				
㊩ニューシア対象範囲拡大及び活用推進（新規）																				
ニューシア対象範囲拡大及び活用推進	1)軽微な事象についても積極的に登録できるようにニューシア登録基準の明確化を図る。 2)制御棒の誤引抜き等の事象に鑑み、操作ミス、手順書作成ミスなどソフト面の不適合が取り上げられるようニューシア登録基準を見直して、事象の登録対象範囲の拡大を図る。	①ニューシア登録基準の明確化 ②ニューシア登録基準の対象範囲拡大及び日本原子力技術協会との連携を通じた情報共有・情報活用の推進	発管室 発電所																	
▽4/12～▽5/31 登録基準の明確化検討 ▽4/12～▽5/31 登録基準の対象範囲拡大検討 ▽6/1 新登録基準の運用開始 情報共有・情報活用の推進 ⇒ 継続																				
㊪BWR事業者協議会/PWR事業者連絡会による情報共有の推進（新規）																				
BWR事業者協議会、PWR事業者連絡会による電力とメーカー間の情報共有の推進	1)トラブル情報等の共有と水平展開方針(安全性、信頼性を高める観点からの共通課題)の検討	①電力・メーカー間の情報共有、BWR メーカー 2 社間の技術的見解の共有、重要な事項は日本版 SIL として発行、個別技術検討が必要な場合はサブ WG、分科会を設置	発管室																	
▽2/15、4/17、6/15、7/12、8/9、9/13、10/18、11/8、12/6 トラブル情報・信頼性向上WG (国内) ▽5/18、7/11、9/12、11/14 トラブル情報・信頼性向上WG (国外) ▽1/17▽2/15▽3/15▽4/12 国内 BWR ▽1/18 国外 BWR ▽3/20、26 志賀 1 号機関連 SubWG ▽4/17、26 志賀 1 号機関連 SubWG ⇒ 継続																				

行動計画推進体制



発電設備の点検結果に係る再発防止対策 新行動計画の検証

[凡例] *** :検証
==== :実施工程（黒塗りは実績）

添付資料ー3

改善項目				実施箇所	検証方法	検証 頻度	平成18年度				平成19年度												平成20年度
							～平成18年12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～3月
マスタースケジュール							▼調査・対策委員会(FCS) 9/1, 7, 14, 26, 10/11, 24, 27	保安検査 ▼ 1/18, 3/2, 13, 20, 28, 4/4, 26, 5/8, 11, 17	保安検査 敦賀発電所 定検・特別な検査 敦1定検(第31回) ▼ 3/16, 19, 20	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16	保安検査 敦2定検(第16回) 再発防止対策推進委員会 ▼ 5/16
職場風土・安全文化の改善	①	安全第一の再徹底	総務室 企画室	実績確認(業務実績等), ⑧で確認	1/半期	社長告示9/8	H19経営方針・業務方針作成▼「安全第一」社長告示									***検証	H20経営方針・業務方針作成						***検証
	②	経営層と社員との対話活動の継続, 推進	総務室 企画室	対話後アンケートの分析,実績 確認(回数,人数),⑧で確認	1/半期		社長／社員又は経営層／社員の意見交換会(年間10回程度)									***検証							***検証
	③	発電所幹部と発電所各室・グループとの対話活動等の推進 及び発電所における言い出す仕組みの徹底	社長室 総務室 発電所	実績確認(回数,人数,意見 反映状況),⑧で確認	1/半期		発電所幹部と所員との対話活動／室・グループ懇談会(東海, 敦賀)									***検証							***検証
	④	顧問会議による発電所運営のレビュー	総務室	実績確認	都度	顧問会議▼	顧問会議▼				▼顧問会議							▽顧問会議					
	⑤	人的資源・業務の適正配分に関する評価・検証	社長室	業務量分析(時間外数等)	1/年		▼要員計画作成				▽定期異動							継続的評価・改善					***検証
	⑥	労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進, 活用	社長室	労働安全衛生マネジメントシス テム監査による確認	1/年	東二定検試運用	敦1定検試運用											本格導入・検証・見直し					***検証
企業倫理・安全意識の改善	⑦	技術者倫理教育の速やかな実施等	社長室,総務室 発管室,発電所	教育後アンケートの分析, 実績確認(回数,人数)	1/半期	企業倫理教育								研修の実施				不祥事防止研修					
	⑧	安全意識調査の継続的な実施と評価・改善等	発管室	毎年実施のアンケート分析, e-ラーニング受講状況確認	都度	アンケート調査, 評価, 分析, 活動見直し	意見交換会／改善策, 活動見直しの検討											アンケート調査(東海, 敦賀)					***検証
	⑨	発電所内の各室・グループの相互業務レビュー	発電所	実績確認(改善事例,不適合 事例の反映状況)	1/年		相互業務レビュー(H18下期分) ***検証											相互業務レビュー(H19上期分)					
	⑩	通報連絡三原則の徹底(事例勉強会等)	発電所	対話後アンケートの分析,実績 確認(回数,人数,連絡実績)	1/半期		安協勉強会(定期異動時)▽								***検証								***検証
	⑪	報告・連絡・相談の徹底(社内外)	発電所	実績確認(回数,人数,意見反 映状況確認)	1/半期	対話活動の充実／通報三原則の徹底／協力会社とのコミュニケーションの充実	***検証								***検証								***検証
Q M S の 改 善	⑫	QMS教育の充実・推進(不適合管理, 記録管理, 保守 管理, 内部監査)	発管室 発電所	実績確認(回数,人数)	1/半期	事例教育								研修コース開設									
	⑬	不適合管理の徹底、不適合管理票のデータベース化	発管室 発電所	実績確認(作業進捗状況)	1/半期	不適合処理状況検討会(原則1回/月)等																	
	⑭	設計データ, 保全データの電算化推進	発管室 発電所	実績確認(作業進捗状況)	1/半期									システム設計				計器仕様表・校正記録DB運用開始▽					
	⑮	設計管理能力, 保守管理能力の向上	発電所	実績確認(回数,人数)	1/半期	事例教育	基本設計教育																
	⑯	調達管理における技術評価, 設計検証の徹底	発管室 発電所	実績確認(作業進捗状況, 評価作業実績)	1/半期	仕様書標準記載例の作成／工事技術検討会の検討・審議基準の明確化／設備図書検討会設置																	
	⑰	定期事業者検査要領書の見直し	発電所	実績確認(作業進捗状況)	1/半期	定事検査要領書見直し(東二／敦1／敦2)																	
	⑱	計器取替時の新仕様妥当性確認手順のルール化	発管室 発電所	実績確認(作業進捗状況)	1/半期	▼敦賀 細則制定▼東二 細則制定																	
	⑲	内部監査の検証と改善	考査・品質監査室	実績確認	1/年	内部監査に対する監査	内部監査											内部監査に対する監査					
行政処分等に係る新規項目	⑳	保安規定の変更及び変更に伴う社内規程等の整備	社長室,企画室 総務室,発管室 発電所	実績確認(作業進捗状況)	都度									▽申請		▽申請							
	㉑	定期検査時の特別な検査対応及び特別原子力施設監督官 対応	発管室 発電所	指摘事項等反映 実績確認	都度									敦賀発電所 定検・特別な検査 敦1定検(第31回)		敦2定検(第16回) 保安検査			東海第二発電所 定検・特別な検査 東二定検(第23回)			保安検査	
	㉒	原子力施設へのフリーアクセスの導入協力	発管室 発電所	実績確認 意見交換	都度									保安検査		保安検査			保安検査				
	㉓	原子力発電施設の保安検査結果の公開対応	発電所,広報室 発電所	実績確認(実施状況)	1/半期									▽エスコートフリー導入 保安検査結果公開開始									
	㉔	ニューシア対象範囲拡大及び活用推進	発管室 発電所	実績確認(登録件数等)	1/半期									▽新登録基準運用開始									
	㉕	BWR事業者協議会／PWR事業者連絡会による情報共有の 推進	発管室	実績確認(実施回数等)	1/半期									検討継続(トラブル情報共有等)									